

○顧問規程

平成13年8月14日

達第1021号

(設置)

第1条 日本育英会職制第4条の3の規定に基づき、日本育英会（以下「本会」という。）に顧問若干人を置く。

(委嘱)

第2条 顧問は、本会の業務の運営に必要な学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。

(職務)

第3条 顧問は、本会の業務の運営に関する事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べ、又は助言を行う。

(顧問会議)

第4条 顧問会議は、年1回開催することを常例とする。

(身分等)

第5条 顧問は非常勤とし、無報酬とする。

2 顧問の任期は、3年とし、再任することができる。

(庶務)

第6条 顧問に関する庶務は、総務部庶務課が担当する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年8月14日から施行する。

(顧問制度の設置についての廃止)

2 顧問制度の設置について（昭和45年1月26日決裁）は、廃止する。